

## 近畿農政局オープンカウンター方式実施要領

### 1. 目的

この要領は、近畿農政局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により、工事又は製造、財産の買い入れ、物件の借り入れ、財産の売り払い、その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

### 2. 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された有効な見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低（「財産の売り払い」の場合は「最高」）の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

### 3. 対象となる契約

この要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 5 号及び第 7 号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

### 4. 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。又は、近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。若しくは、近畿農政局における一般(指名)競争契約参加資格において、発注者が求める「業種区分」の認定を受けている者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から、近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 8 日付け 26 近総第 449 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

## 5. 見積書の提出方法

- (1) 見積合わせを行うときは、当局において窓口及びホームページ上で閲覧に供するほか、電子調達対象案件については、併せて電子調達システム上で公開する。
- (2) 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当局が提示するオープンカウンター方式による見積依頼公告（以下「見積依頼公告」という。）、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。

この場合に、仕様書等について疑義があるときは、見積合わせの日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- (3) 見積書の記載金額

見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

- (4) 見積書の提出

### 一 紙の場合

「品名（型番含む）・単価・数量・単位・金額・電子くじ番号（3 桁）」のすべての項目が記載された見積書（別紙様式 1-1）を使用し、見積依頼公告に記載の見積書の提出期限（以下「提出期限」という。）内に、「（案件名）見積書在中」と記載した封筒（別紙様式 2 のとおり）に見積書を封入し提出すること。なお、見積書を郵送する場合は、送達過程が記録される簡易書留等により提出するものとし、提出期限必着とする。

### 二 電子調達システムの場合

「電子調達システム利用規約」及び電子調達システムで定める手続きを十分承知のうえ、見積依頼公告に記載の提出期限内に電子調達システムで定める手続きに従い、提出するものとする。

また、見積依頼公告に記載のある場合は、電子調達システムの機能を利用して、「品名（型番含む）・単価・数量・単位・金額」のすべての項目が記載された見積内訳書（別紙様式 1-2）を添付すること。

### 三 「電子くじ」について（電子調達システム案件の場合）

電子調達システムでは、見積者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になるので、電子による見積者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積者は、見積書に電子くじ番号（任意の 3 桁の数字）を記載すること。

- (5) 契約保証金  
免除する。
- (6) 同等品での見積り  
見積りに際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。この場合、同等品以上の品で見積るときは、カタログ等仕様のわかる書類等を添え、見積書の提出前に当局会計課調達係に申し出ることとし、確認を受けなければならない。なお、確認を受けていない同等品での見積りは無効とする。
- (7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (8) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合は、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (9) 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 6. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積り（参加資格を証明する書類を含む）
- (2) 見積りに参加する資格を有しない者による見積り
- (3) 記名を欠く見積り（電子調達システムによる場合を除く）
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 同一人による見積りで金額の異なる 2 通以上の見積り
- (7) 見積り品等の事前確認が必要な見積りにあっては、事前に確認を受けていない者による見積り
- (8) 別紙で示した様式とは異なる様式を使用した見積書による見積り
- (9) その他、連合による見積り、暴力団に関与する者による見積りなど、不適切と認められる見積り

## 7. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低（「財産の売り払い」の場合は「最高」）の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

一 電子調達システム案件の場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに「電子くじ」を実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

二 電子調達システム案件以外の場合

こより等による「くじ」を実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員に「くじ」を引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、見積者に適宜の方法で通知する。

(4) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。ただし、見積り執行回数は原則2回を限度とし、再度の見積りの日程は適宜の方法により速やかに通知するものとする。

8. 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は、契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

9. 結果の公表

見積合わせの結果は、当局ホームページにて公表する。

10. その他

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。

(2) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求められる場合があるので、これに従うこと。

(3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。

(5) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則 この要領は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年 11 月 22 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 9 月 1 4 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。